

新潟駅直下バスターミナル供用に向けた連携確認書

新潟市（以下「甲」という。）と新潟交通株式会社（以下「乙」という。）は、令和5年度に迎える新潟駅直下バスターミナルの供用に向けて、新潟駅南北市街地が直結する効果を最大限発揮できるよう一層連携を図るとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による乙の厳しい事業環境が続いていることを踏まえ、以下の事項について確認する。

第1条 甲及び乙は、市民及び来訪者にとって安全で分かりやすく利用しやすいバス交通を構築するため、新潟駅直下バスターミナルにおける効果的なバス停配置、円滑な案内誘導、既存バスターミナルからのスムーズな切り替え、新しいバス路線のネットワーク等について、双方が情報共有を密に行い役割分担のもと連携して取り組むものとする。

第2条 甲及び乙は、新バスシステム事業にかかる協定書等の終期を再延長する協定書第1条に定めた(1)から(6)の協定書等（以下「協定書等」という。）の期限が令和5年3月31日に到来することから、前条の取り組みや乙を取り巻く事業環境等を踏まえ、協定書等に代わる新たな協定に向けた協議を進めるものとする。

第3条 甲及び乙は、乙がバス路線のネットワークを維持した上で乗合バス事業を継続できるよう、協定書等に規定した条文のうち、次に定める事項の効力を停止する。

一 年間走行キロ数の維持

- (1) 新バスシステム事業にかかる運行事業協定書第7条第1項第2号のうち、「本協定の有効期限まで維持する」及び「原則運行期間中は見直さない」の部分
- (2) 新バスシステム事業のバス路線再編に関する細目協定書第6条のうち、「原則再編協定の期限まで維持する」の部分

二 第1期BRT区間の通常運賃の変更にかかる手続き

- (1) 新バスシステム事業の運行実施に関する細目協定書第6条第1項のうち、「事前に甲に確認した上で」の部分
- (2) 新バスシステム事業のバス路線再編に関する細目協定書第7条第1項第1号のうち、「甲に確認した上で」の部分

第4条 本連携確認書の有効期限は、締結日から令和5年3月31日までとする。

2 令和2年9月8日に締結した確認書は、本連携確認書の締結日にその効力を失う。

第5条 本連携確認書に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本連携確認書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、双方 1 通を所有する。

令和 4 年 3 月 2 日

甲：新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1 乙：新潟市中央区万代 1 丁目 6 番地 1

新潟市

新潟交通株式会社

新潟市長 中原 八一

代表取締役 星野 佳人